

# 山口県建設工事条件付一般競争入札参加条件基準

[令和2年3月5日平31技術管理第706号]

## 1 趣旨

この基準は、山口県が発注する建設工事の適正な執行を確保するための条件付一般競争入札に参加する者の条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 参加条件

(1) 工事の種類ごとに、当該工事の請負対象設計額に応じ、下表の「請負対象設計額」欄に示す金額に見合う工事等（以下「等級工事」という。）に対応する「等級」欄に示す等級に区分された業者を参加させることができる。

### 等級工事区分

#### 土木一式工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	60,000以上
B	30,000以上 60,000未満
C	10,000以上 30,000未満
D	10,000未満

#### 建築一式工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	60,000以上
B	30,000以上 60,000未満
C	10,000以上 30,000未満
D	10,000未満

#### とび・土工・コンクリート工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	15,000以上
B	7,000以上 15,000未満
C	7,000未満

#### 管工事、電気工事、その他専門工事

(単位：千円)

等級	請負対象設計額
A	12,000以上
B	7,000以上 12,000未満
C	7,000未満

(2) (1)による参加のほか、次により参加させることができる。

ア A等級業者を参加させる場合の範囲

A等級業者をB・C等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	30,000以上
建築一式工事	30,000以上
とび・土工・コンクリート工事	15,000未満
管、電気、その他専門工事	12,000未満

イ B等級業者を参加させる場合の範囲

(ア) B等級業者をA等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	100,000未満
建築一式工事	100,000未満
とび・土工・コンクリート工事	40,000未満
管、電気、その他専門工事	30,000未満

(イ) B等級業者をC等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	10,000以上
建築一式工事	10,000以上
とび・土工・コンクリート工事	7,000未満
管、電気、その他専門工事	7,000未満

ウ C等級業者を参加させる場合の範囲

(ア) C等級業者をB等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	60,000未満
建築一式工事	60,000未満
とび・土工・コンクリート工事	15,000未満
管、電気、その他専門工事	12,000未満

- (イ) C等級業者をD等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	10,000未満
建築一式工事	10,000未満

- エ D等級業者を参加させる場合の範囲

D等級業者をC等級工事に参加させる場合の請負対象設計額の範囲は、次のとおりとする。

(単位：千円)

工事区分	請負対象設計額
土木一式工事	30,000未満
建築一式工事	30,000未満

### 3 特殊な工事等

工事内容、地域の実情あるいは業者の状況等で特別な事由がある場合及び特殊な工事についてはこの基準によらず、それぞれの工事の内容等に適応した業者を参加させることができる。

なお、参加条件の運用にあたっては、競争入札審査会で十分協議すること。

### 4 応札可能業者数

一般競争入札に参加することのできる業者数は、原則20者以上とする。ただし、地域の実情等により、概ね10者まで減ることができる。

附則

この基準は、平成19年7月1日以降から適用する。

附則

この基準は、平成21年7月21日以降から適用する。

附則

この基準は、令和2年4月1日以降から適用する。